

横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市内の教育・保育施設等に対し、横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、申請日時点において、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設等のうち、横須賀市が設置する施設以外の施設等の設置者及び横須賀市が設置する施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）とする。

- (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）
- (2) 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同条第11項の規定による公示がされた施設を除く。）をいう。）
- (3) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。）
- (4) 認可外保育施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第59条の2第1項の規定による届出を行った者（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）をいう。）
- (5) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定するものをいう。）を行う者のうち前号までのいずれにも該当しない者

(対象経費)

第3条 支援金の対象となる経費は、食材等費（昼食又は昼食の調理に要する食材の調達のために施設が支出している経費をいう。）とする。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、別表第1に掲げる補助単価を用いて算定

した交付額とする。ただし、本支援金を活用し利用者の負担軽減措置を図る場合に限るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による支援金と同様の趣旨の国又は地方公共団体からの補助金等を受けている場合における当該補助金等の額については、前項の規定により算定した交付額から差し引くものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 支援金額算定表

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、文書により支援金の交付の決定の可否を申請者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第7条 申請者は、交付の申請に係る関係書類及び帳簿等を、当該支援金の交付を受けた横須賀市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(請求)

第8条 第6条の交付の決定を受けた者が支援金の請求をしようとするときは、請求書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、文書により申請者に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、これを返

還させるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助単価	交付額
53 円	補助単価×喫食児童数（注 1）×給食提供日数（注 2）

注 1 喫食児童数とは、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの間に施設等において昼食を提供した園児数（給食費を徴収した各月初日の在籍者数の合計をいう。）をいう。

注 2 給食提供日数とは、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの間に施設等において園児に昼食を提供した実日数をいう。

第 1 号様式（第 5 条関係）

横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、
次のとおり申請します。

1 申請者

住所	
法人名	
施設名	
代表者職・氏名	
施設等区分 (該当するものに✓)	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業を行う者

2 交付要件確認事項（要件に適合していることを確認して✓）

- ☐ 園児に提供する昼食（食材）購入費用の施設負担額が令和 3 年度に比べ
増大している（自園調理・外部搬入等は問わないが、食材等購入等費用の支出額）
- ☐ 本支援金を活用し、利用者の給食費の負担軽減措置を実施する意向がある

3 支援金申請額

	円
--	---

（注）本申請内容に虚偽等が認められた場合は、支援金の交付決定の取り消し及び返還を求めることがあります。

第2号様式（第8条関係）

請 求 書

令和 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

法人名

(請求者)

施設名

氏 名

金 円

ただし、横須賀市保育施設等物価高騰対策緊急支援金として
上記のとおり請求します。

金融機関名		支店等名						
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号						
(フリガナ)								
名義人氏名								

本件責任者（職・氏名）	（代表者と同じ場合は記入不要）
責任者連絡先	
本件担当者	
担当者連絡先	